まず木材団地に……一〇ヘクタールの土地を
比江山処分、臨時議会で決定

財政再建のカギをにぎると言われてきた比江山処分。

一月二十三日の『公有地処分に関する審議会』では、とにかく借金とその金利を早急に減少さすことを第一に、その他の流動的な材料は引続き検討していくことを条件に答申していました。

市長はこれを受けて、二月八日臨時議会を召集して、約一〇㌶の土地を木材団地へ売却することを提案しました。議会運営委員会の報告は、すでに本会議や審議会で審議されたので、会期は一日とし、①提案②現地視察③質疑④議員総会⑤採択の順で行うことが報告、承認されました。市長の提案理由説明のあと、現地へ出向いて木材団地の概要などについて説明を聞きました。

現地を視察、説明をうける市議……

午後からは、吉本助役からの提案理由の補足説明で再開。

県が開発許可をする条件として

①地元の同意が得られること。

②農地の転用が許可されること。

③団地へ売却することを目的として市が造成すること、が定められているので、議決後開発許可を申請、造成後に売却したいと説明。

質疑では――

□当初は坪四万円で売却の計画だったが最終的に三万円になった。

この経過説明を……。

■市の再建を考えながら、団地、県、市が総合的に話し合ってきた結果が三万円になったということで、たしかに価格の変動は何回かありました。

□市が土地造成をするメリットは何ですか。

■市が造成すると、それに対する補助金が交付されますので、これを地元へ還元できることです。

□売却代金はいつ入るのですか。

■未定で、契約書も交換していません。とにかく一〇㌶を九億円で売却する議決をお願いします。

□造成費の内訳はどうなっているのでしょうか。造成の費用が計画の四億三千万円を越えた場合は、どこが負担するのですか。

■木材団地に負担していただく予定です。

□残った市有地は一日も早く、しかも高い価格で県に買い上げてもらうべきだ。市がもっと強腰で少しでも高く売却できるよう、比江山で市全体の借金を払う位の気概をもって県と話し合うべきだ。

■売却は基本的には時価でという考え方でのぞみますが、お説のような方向で努力してまいります。

□市の財産を処分するのだから『覚書』や『仮契約書』が添付され、議案として提出されるべきであり、問題が起きた場合の責任の所在が明確にされておらず議決の判断材料がない。

■県が間に入ってくれているので、市が大きな損失を負うことは心配していません。とにかく処分してよろしいという議決を得てからでないと議会軽視になりかねないと思ったからです。細かいことは、再度議決をいただくという二役構えの方法をとりました。

□いわば高知市の公害を南国市が引きうけたと言えそうだが、公害対策はだいじょうぶですか。企業との覚書をはっきりと交す必要があると思うが。

■団地は最新設備をすると言っていますし、公害のないよう努力します。

□比江山を処分することで買収代金プラス金利で実損がないように県との約束ができていますか。

■文書は交していませんが、知事が言明してくれているので信用しています。

□地元の要望は全部満たすことができますか。

■地元対策は万全の努力をします。

□県立都市〔歴史〕公園については、県はこれから検討を始めると言っている。そうなると買収、実現までにかなりの時日が必要だと思うが、早急な具体策が必要ではないか。

■県には五十五年度に予算化してもらうよう、みなさんのお力もお借りして努力したいと思います。

□一〇㌶分の代金が支払われる時期をはっきりさせ、すぐにでも赤字解消に役立てるべきで、残地処分も今後さらに検討すべきであると思うが。

■できるだけ早く代金が貰えるよう県に働きかけます。今ここでいつかはお約束できかねます。

□市長の答弁では、県が間に入っているからだいじょうぶといった安易な口ぶりであるが、自主性を持つべきではないか。

■県にたよりっぱなしではありません。木材団地は県政の念願事項でもあるので、協議を重ねているところであります。

質疑が終った後、よりくわしい点を話し合うための『議員総会』がもたれましたが、その中での主な意見は、『代金がいつ支払われるかを煮つめていないのでは議決できかねる』で、再開後、市長から発言を求め、『九億円の代金は、契約時に五億円、開発許可後実測面積を確定した時点で残金四億円を受け取るという条件でこれから木材団地と折衝する』ということで、委員会付託を省略し、採決の結果、全員起立で、木材団地がやっと実現することになりました。

残地六㌶がいつ、どれ位で（県に）買収されるのか、地元対策の充実など、『執行部』の苦労はまだまだ続きそうです。

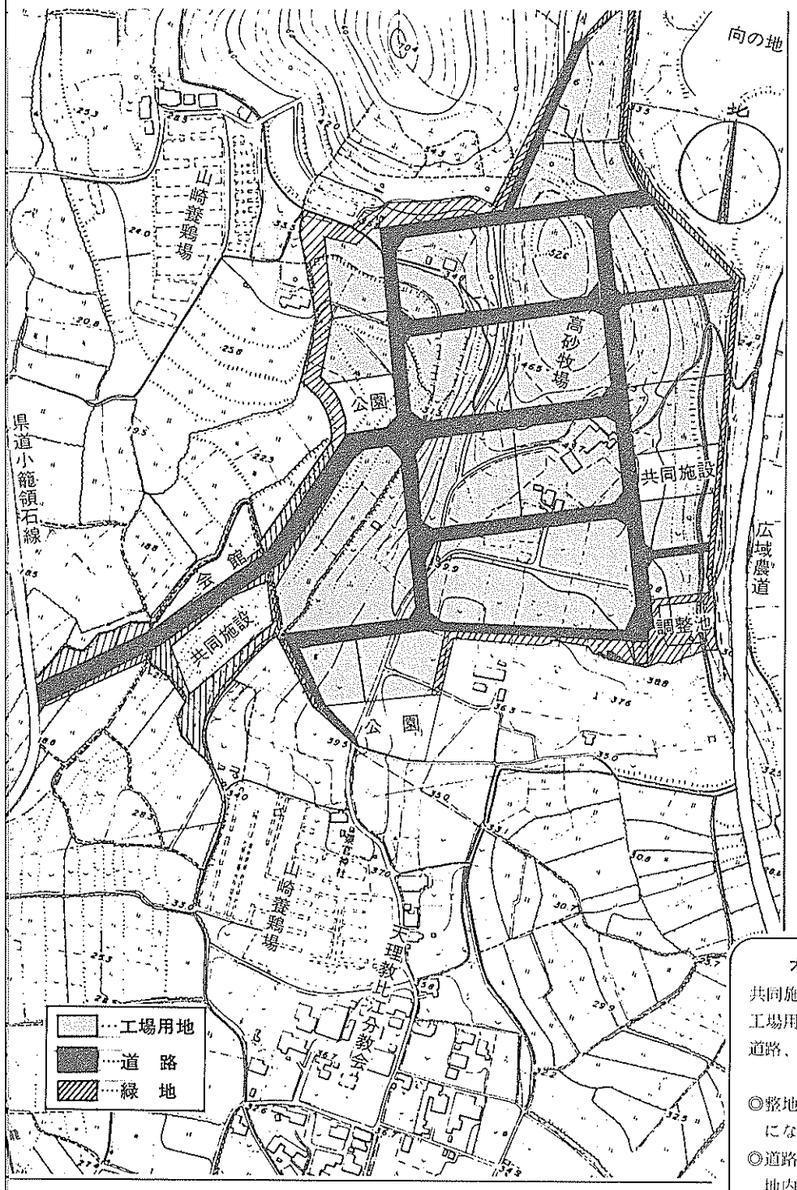

木材団地利用計画（案）

共同施設（会館、駐車場など）	1.6
工場用地	5.2
道路、公園、緑地、排水路	3.2

（単位㌶）

◎整地：現在の標高50～28㍍を35㍍にならす。

◎道路：団地への進入路は12㍍、団地内は9㍍幅とする。

◎排水：浄化そうを設け、降雨時には専用排水路で国分川へ。

◎公害：地元と防止協定を結んで万全を期す。

（騒音＝昼間55㌈以下を確保。大気＝集じん機に微粒子粉じん除去装置を設置する。汚水＝塗料や顔料などは各工場で沈殿、吸着処理をして基準以下として放流する。）

収支計算書（案）

	支出（千円）			収入（千円）	
(1)	造成工事費	430,000	(1)	新地売却額（3万円×3万円）	900,000
(2)	残地造成費	220,000	(2)	造成工事費	430,000
(3)	用地取得費	1,400,000	(3)	飛残地処分金（200㌃×1千万円）	200,000
(4)	進入路買収費他	70,000	(4)	造成残地処分金（14 ha×7万/㌃）	840,000
(5)	地元対策費	166,000			
(6)	利息等	84,000			
	合計	2,370,000		合計	2,370,000

ミニ広報　教師があまり厳格であると、生徒は自立の志を失う。スマイルズ（イギリス）

ミニ広報　義務教育はしっかりやれ。それから先は実地で勉強しろ。松下幸之助（実業家）